

大泉町立西中学校 部活動方針

大泉町立西中学校

1 ねらい

- (1) 体力・気力の充実を図り、自主性・協調性などの育成を図る。
- (2) 集団活動により、友情を深めるなど望ましい人間関係の育成を図る。
- (3) 個性的な趣味と豊かな情操の育成を図る。
- (4) 技術・技能の習熟を図る。

2 休養日等の設定

(1) 週当たりの休養日について

週2日以上（平日に1日と土・日曜日のいずれか1日は必須）の休養日を設定する。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

※大会等が日曜日に行われる場合、保護者の了承を得て、土曜の練習を行う場合がある。その場合、代替休養日を確保する。

(2) 定期テスト前の部活動休業日について

定期テスト(中間テスト、期末テスト)前には部活動中止期間を設ける。

中間テスト・・・3日前 期末テスト・・・4日前

※この間、大会等への参加については、校長の判断のもと、保護者の了承を得ると共に、決して強制をせず、生徒の自主参加とする。

(3) 長期休業中の休養日について

長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とする。また、地域や家庭のふれあいにも目を向けさせ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

※夏季休業中の行事なし期間については、部活動中止期間とする。(全国大会等に参加する場合は、この限りではない。)

(4) 活動時間について

合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で活動を終えることとする。学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終えることとする。

※練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し活動する。

※県中体連新人大会以上の出場部は、保護者の了承を得て時間延長する場合がある。

3 朝練習の設定

朝練習の効果だけでなく、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮し設定する。

・年間練習計画に位置付けて、計画的に設定する。

- ・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わないようにする。
- ・やむを得ず実施する場合には、**顧問の管理下で希望者のみとし、部単位で一律、一斉に行わないよう配慮**する。
- ・朝練習を行う趣旨や効果等について**生徒と保護者に周知し、生徒の自発的参加により行う**こととする。

4 部活動指導員・外部指導者の活用

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、部活動指導員や外部指導者を活用することが有効である。ただし、部活動指導員や外部指導者を活用する際は、顧問との役割分担を明確にしておくとともに、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、生徒の自主的・自発的な参加が促進されるよう部活動指導員や外部指導者との密接な連携を図る。

5 部活動検討委員会の設置

適切に部活動を実施するためには、各学校の部活動に対しての取組や各部の活動を評価し、改善していくことが必要である。このため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、アドバイザー等で組織する部活動検討委員会を設置し、練習内容や練習時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

なお、委員会の設置に当たっては、学校評議員会などを活用する。

6 地域との連携等

部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携や、保護者の協力、民間活力の活用等による学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

7 安全管理と事故防止

(1) 事故防止の留意点

- ・部活動は計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるように留意する。また、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。
- ・複数の部活動がグラウンドで行われる際の安全対策として、安全な活動場所を確保するとともにグラウンド使用のルールの特明確化等の安全対策を行う。また、事故発生時及び未然に防ぐための対応として、職員研修を実施し、危機管理マニュアルを見直す。

(2) 熱中症事故の防止

- ・熱中症事故防止の観点から「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度））等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域

や時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

- ・熱中症事故防止対策として15分置きに給水・塩分の補給をする。30ごとに休憩をとる。(教室のエアコンを使用し各部が随時休憩が取れる環境整備をする)
- ・競技団体等の関係機関と連携を図り、高温や多湿時において、主催する学校体育大会やコンクールが予定されている場合については、大会やコンクールの延期や見直し等、柔軟な対応を行う。なお、広域的な大会等をやむを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

(3) 事故への対応

万一、事故が発生した場合には、適切な応急手当を行い、状況によっては負傷者を医療機関に搬送することや二次災害を食い止めるなど、事故による被害を最小限にとどめるよう努める。また、日頃から校内等の緊急体制が有効に機能するよう全教職員の役割分担や手順を明確にしておくとともに、AEDの配置場所についても周知徹底する。

8 学校単位で参加する大会等の見直し

生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

※この方針については、国・県の動向を踏まえ、教育委員会と学校が連携を図り定期的に見直しを図る。